

防整技第 5 2 9 8 号
3 0 . 3 . 3 0
一部改正 防整技第 5 0 0 1 号
令和 2 年 3 月 3 0 日
一部改正 防整技第 1 4 5 9 1 号
令和 3 年 8 月 2 6 日
一部改正 防整技第 1 4 8 5 9 号
令和 6 年 6 月 2 6 日

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

整備計画局長
(公印省略)

建設工事の一時中止に係る増加費用について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、建設工事の一時中止に伴う増し分費用の取扱いについて（防整技第 7 1 8 2 号。2 8 . 3 . 3 1）は廃止する。

添付書類：別紙

配布区分：施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官

防衛省が実施する建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2第1号に規定する建設工事をいう。）の一時中止に係る増加費用は、次のとおりとする。

1 工期又は請負代金額の変更

発注者は、工事を一時中止した場合において必要があると認められるときは、工期又は請負代金額について受注者と協議を行い、変更契約を行う。

2 増加費用の区分

建設工事請負契約書（建設工事請負契約書について（防整施（事）第146号。28.3.31）の別冊第1及び別冊第2）第21条第3項、第23条第2項及び第24条第2項に規定する増加費用（損害費用を含む。以下「増加費用」という。）は、次の各号に掲げる費用とする。

（1）工事現場の維持に要する費用

一時中止期間中、工事の続行に備えて工事現場を維持し、かつ、建設機械器具、労務者及び現場従業員を保持させるために必要とされる費用

（2）工事体制の縮小に要する費用

一時中止前の工事体制から一時中止期間中の維持体制に移行するために不要となった建設機械器具、労務者及び現場従業員の配置転換に要する費用

（3）工事の再開準備に要する費用

工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするために工事現場に再投入される建設機械器具、労務者及び現場従業員の転入に要する費用

（4）一時中止により工期延長となる場合の費用

一時中止により工期延長となることにより生じる社員給与、現場事務所費用、材料の保管費用及び仮設諸機材の損料に要する費用

（5）工期短縮に要する費用

工期短縮を行う要因が発注者に起因する場合又は自然条件（自然災害を含む。）の影響に起因する場合における工期短縮に要する費用

（6）契約後、準備行為着手前に要する費用

一時中止に伴う費用は、発生しないことから計上しない。ただし、工期短縮を行った場合及びキャンセル料が発生する場合は除く。

（7）準備行為期間に要する費用

準備行為期間に発生する工事看板の損料、現場事務所の維持費、土地の借地料及び現場管理費（監理技術者等の現場従業員手当）に要する費用

（8）本支店における増加費用

一時中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

(9) 消費税等相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税及び地方消費税に相当する費用

3 増加費用の負担区分及び算定方法

(1) 増加費用の負担区分及び算定方法は、現場管理計画書（一時中止とした工事の再開に当たり中止期間相当分の工期延長を行わない場合にあっては工期短縮計画書）に基づき受発注者間で協議を行う。

(2) 工事再開以降に生じた設計図書の変更に伴う請負代金額の変更は、本増加費用によらず、通常の変更契約として措置する。

4 雑則

この通知に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は整備計画局施設整備官が定めるものとする。